

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和元年11月28日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市温泉センターの設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第258号）の一部を次のように改正する。

別表第3 溝辺ふれあい温泉センターの部中

「

1回につき 310 円
回数券 12 枚つづり 3,100 円
回数券 25 枚つづり 6,200 円

」を「

1回につき 320 円
回数券 12 枚つづり 3,200 円
回数券 25 枚つづり 6,400 円

」に、

同部家族浴室の項中「580円」を「590円」に、同部集会室の項中「250円」を「260円」に改め、同表横川健康温泉センターの部中

「

1回につき 310 円
回数券 12 枚つづり 3,100 円
回数券 25 枚つづり 6,200 円

」を「

1回につき 320 円
回数券 12 枚つづり 3,200 円
回数券 25 枚つづり 6,400 円

」に、

同部家族浴室の項中「580円」を「590円」に、同部ボランティア室の項中「150円」を「160円」に、同部ふれあい室の項中「150円」を「160円」に、同部大会議室の項中「200円」を「210円」に、同部教養娯楽室の項中「250円」を「260円」に改め、同表霧島温泉健康増進交流センターの部中

「

1回につき 370 円
回数券 12 枚つづり 3,700 円
回数券 25 枚つづり 7,400 円

」を「

1回につき 380 円
回数券 12 枚つづり 3,800 円
回数券 25 枚つづり 7,600 円

」に、

同部家族浴室の項中「660円」を「680円」に改め、同表備考中「310円」を「320円」に、「370円」を「380円」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提案理由)

受益者負担の適正化及び類似施設の料金との調整を図ること並びに令和元年10月1日から消費税及び地方消費税が引き上げられたことを踏まえ、額等の見直しを行ったことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。